

第 20 回 栗東市景観百年審議会の議事概要

1 開催日時 平成 31 年 1 月 23 日（水） 午後 3 時 00 分から 5 時 15 分まで

2 開催場所 栗東市役所 談話室（庁舎 3 階）

3 出席者数 9 名中 5 名

4 議 事

1. 協議事項 (1) 栗東市屋外広告物規制基準策定業務の進捗状況について
(2) 景観重要樹木について

5 議事概要

1. 協議事項

(1) 栗東市屋外広告物規制基準策定業務の進捗状況について

○説明概要

- ・栗東市屋外広告物条例制定に向けた取組みについて説明。
- ・栗東市における屋外広告物の規制の概要について説明。
- ・栗東市の屋外広告物の状況について説明。
- ・栗東市における屋外広告物行政の課題と検討の方向性について説明。
- ・規制区域の見直しの方向性（案）について説明。

○意見概要

(会 長) 屋外広告物については、これまでは県の条例で対応してきた。これからは市の方針に基づき対応していくことになる。景観計画に記載された将来像を実現するために、屋外広告物の規制のありかたについて検討していきたい。

(委 員) 道路沿いのパチンコ店の広告物が気になる。栗東市に限らず、ほかの市町においてもパチンコ店の広告は際立って見える。表現の自由はあるが、もっと規制強化できると良い。

(会 長) 今回の案で規制の対象になっていない広告物が市内で特に目立っている。窓の全面広告物についても、現段階では規制の対象ではない。規制しにくい広告物ではあるが、景観計画に基づき、市独自の条例、規制内容を作ることなので、積極的なご意見をいただくと良い。

(委 員) 移転した自動車ディーラーは落ち着いた色彩になっている。何か市とのやり取りがあったのか。

(事務局) 道路整備の関係で移転していただいた。景観計画に関連したやりとりはさせていただいたが、色彩は独自に決めていただいている。企業イメージのカラーを落ち着いた色に変えられているようである。

(委 員) 1 社が目立ったことをすると、周りももっと目立とうとする。いくつかの大きな企業に協力していただいて、モデルになっていただくと景観への配慮が広がると思う。こちらから協力をお願いしてはどうか。

古いホーローの看板などはアートの観点からみれば魅力的である。古い町並みだと郷愁を

- 誘う雰囲気もある。そういう部分は規制に少し配慮があっても良いのではないか。
- (会 長) 大きさはそれほどではないので、古くなって傷んだ広告物の規制をどうしていくのかという検討になる。
- (委 員) 電柱広告は掲出できるところとできないところがあるのか。栗東市としては電柱広告を禁止するなどの特徴を出していても良いのではないか。案内広告は市民には便利だと思うので、やたらと規制のエリアを増やす必要はないのではないか。先ほど意見があった老朽化や期限が切れた看板については、自治会で取り締まればすっきりしていくのではないか。政治団体の広告などは傾いたり、破損しているものが多い。掲出内容だけでなく、管理もしっかり行うことも指導し、規制内容に含めてもらう必要がある。自治会管理の看板も剥がれているものは良くないので、規制に含めてもらいたい。
- (事務局) 電柱については地域によって規制が違う訳ではなく、共通の基準がある。はり紙は禁止であり、はり紙があった場合は違反ということになる。金属板などでしっかりと巻き付けてある広告物は、許可申請をしていただき、基準に適合していれば掲出できる。独自条例で、電柱広告について禁止するということが可能かどうかは、それを業としている企業や業界と協議する必要がある。
- (会 長) 公共物に対しては、原則、広告物を掲出できない禁止物件である。電柱も公共物ではあるが、昔から媒体として活用されてきた歴史があり、広告物の掲出を認めている。そろそろ広告物の掲出をやめる方向にいても良いかもしれない。電柱は地中化をしていく流れがある。将来はなくなっていくかもしれないが、一気に進めるのは難しい。特定のエリアや元々配慮をしている電柱について、徐々に規制をしていくような方向性があっても良いのではないか。
- (事務局) 景観形成推進地域の中山道・東海道沿いの電柱については、そういった規制をすることも考えられる。
- (委 員) 飲食店のランチメニューが書いてある立看板はどうなのか。お昼に出して何時間後に片付けるといような規制は必要だが、道路上に出しては行けないというのは厳し過ぎるような気がしている。
- (事務局) 歩道上に置くとすると道路法の中で禁止される。移動式の立看板は比較的小さいものが多く、自家用の広告物ということになる。滋賀県の屋外広告物条例（以下県条例）では、許可申請が必要ないものとなる。
- (会 長) 光や映像を用いた野立ての広告物、あるいは壁面の広告物についてはどうか。
- (事務局) 県条例では琵琶湖周辺のエリアについては電光掲示板等の制限があるが、本市についてはエリアに入っていないので掲出が可能となっている。
- (会 長) 光や映像を用いた広告物は色が変わるので、色の規制は意味がない。中身のコンテンツや明るさの制限など、そろそろ規制に踏み込んでいくべきである。
- (委 員) 京都は規制が非常に厳しい。それによって景観が保たれているという意識が強い。栗東市でも同様にある程度考えてもらえればと思う。
- (会 長) 先ほど、大手企業から率先してセンスのいい広告にしてもらえたら良いという意見があったが、幹線道路沿いでは難しいのかもしれない。ある銀行は非常に協力的でイメージカラーではなく、落ち着いた色にされた。幹線道路沿いではないがモデルとしては非常に良いと思う。幹線道路を規制するのではなく、誘導をしていき、風格都市栗東にふさわしい状況を作っていくためのアクションが盛り込めたら良い。
- (事務局) 歴史街道沿いについてはそういった指導ができるが、幹線道路になると他より目立つ

ことを重視される。大手で全体的に取り組んでくれる企業があるといいが、社のカラーが決まっていると言われると厳しいところがある。

- (会 長) 大手ファストフード店でも最近、色を変えた看板を出しているところが出てきている。交渉はしてみるべきである。
- (委 員) 昔は看板を見て、お店や病院を把握していた。今はインターネットで調べており、過渡期になってきている気がする。若い人がかっこいいと言ってくれるような看板をインターネットで配信してもらうなど、少しずつ人の心を変えていかないといけない。香港みたいに看板が賑やかで面白くて観光客が写真に撮るということもあるが、賑やかだから良いということではない。
- (会 長) 今回の見直しのポイントとして、看板を「悪いもの」として決め付けるのではなく、賑わいを創出する1つのアイテムとして活用できるようにするということがある。賑わいが、ただの混沌としたものにならないように配慮する必要がある。風格都市としては、もっと質の高い賑やかさを求めていきたい。そこをビジョンとして明確に持っていれば、今後、人の気持ちを変えていく働きかけができるのではないか。
- (委 員) 別の市では、景観広告賞として、お店の看板や工場の看板を毎年表彰している。こういった表彰をすることも1つの方法ではないか。
- (会 長) 表彰されることによってPR効果があれば、それなりにインセンティブも生まれてくるのではないか。
- (委 員) 他の市でも看板賞をしていた。個人の店であればそういったことで早く変わっていく可能性があるが、全国チェーンの店が問題となる。「全国的にこのカラーである」というところを、なんとか配慮してもらうようにしなければならない。
- (事務局) 全国チェーンでも、栗東だけ全く違う色を使えば、かえって目立ち、オリジナリティーが出るのではないか。それを規制でできるかどうかであるが。
- (委 員) それをうまく説明して、協力してもらう必要がある。
- (会 長) 条例だけでは難しい。景観法や道路法など様々な法令から規制していく方向に持っていけばいいのではないか。少なくとも方向性を明らかに示しておくことが大切である。
- (委 員) 規格や色、数値だけで上から「これは駄目です」と言うのではなく、明確なイメージを持って、一緒にまちづくりをしましょうと持ちかけていけば、協力してくれるのではないか。
- (会 長) 明確なイメージを伝えることができれば、相手も対応しやすいのではないか。今まで審議会で議論をさせてもらった積み重ねがある。それを活かして、行政としての立ち位置とビジョンをしっかりと作り上げていく。それを条例の根幹にして、それを実現するために様々な規制があるということを、しっかりとみんなが認識できるようにしておくことが必要である。行政の担当者が代わっても、条例の一番大切なところが常に意識できるような、そういう条例の作り方がこれからは必要なのではないか。条例冒頭の目的のところ、そういったビジョンを示してもらえよう留意してもらいたい。今日は委員の皆さんに結論を出してもらう場ではないので、今日いただいたご意見を参考にさせていただきながら、見直しを進めていきたい。

(2) 景観重要樹木について

○説明概要

- ・景観重要樹木について説明。

○意見概要

- (会 長) 景観重要樹木の指定について、実際に運用していくために細則の部分を決めていく必要がある。今回はその部分の案を出してもらっている。特に補助金など、具体的などころについてご意見をいただきたい。
- (委 員) 今回指定していく木はそれほど大きくなく、剪定の費用もそれほどかからない可能性がある。費用の算定などはこれからなのか。
- (事務局) 剪定方法等も含めて、来年度に樹木医に状況を診ていただいて、管理方法などのアドバイスをもらいたいと考えている。そこから費用についても把握していきたいと考えている。
- (委 員) 管理費用はそれほどかからないと思うが、景観的に近くの電柱をどうしたらいいのか、また、地元の方達がどういう愛着を持っておられるのか、どのように日常の管理に協力していただけるのか等、地元の情勢の確認も必要である。この指定は最初としては、すごく良いケースになるのではないか。
- (委 員) 地元でずっと日常管理をしていくのが基本だと思う。地元でできないような、クレーン車での剪定などの費用は、地元と行政の負担を決めれば良い。それ以外の地元の負担、標準的な日当などの考え方を具体的にしっかり決めておく必要があるのではないか。そうしないとなかなか続かない、地元を引き出せるようなものでないといけない。2分の1の補助は市の全体的にそうなっているのか。
- (事務局) 他市の事例では2分の1の補助としているところが多いので、案として採用している。3分の2にするとか、下限を設けず補助していくとか、補助の方法についてもご意見がいただけたらと考えている。
- (会 長) 今の物件は地元の方に関わっていただいているが、場合によっては個人所有の木になる可能性もある。樹木によっては費用も違う。いろいろな形の木を想定した中で汎用性のある規定を作る必要がある。どの程度まで補助の対象とするのかということも、市の予算がどのくらいか決まってこないと難しいのかもしれない。とりあえず、今は1本だけということなので、とにかく走り出さないといけない。そこから状況をみながら変更していけば良いのではないか。
- (委 員) 自治会の木だという形で決めてあげる方が良い。神社であれば、その氏子達の木であるというように。個人の家はまたそれが出てきた時に考える必要があるが、ベースとなる考え方は決めておく必要がある。
- (会 長) 特に個人の木の場合は、その周囲の人達はその木に愛着や思いなどがあるのかどうか判断に基準になってくる。日常管理についても周りに協力してもらえらるのなら、より選定されやすくなるだろう。ある程度は地元の方々で対応してもらうことも必要である。
- (委 員) そうでないと長続きしない。
- (会 長) 補助金に関して、一旦指定された木であれば、毎年補助する方が良いのではないか。日常管理は毎年のことであるので、一度きりの補助金であれば次の年から補助金なし

になり、継続的に管理するのが難しいのではないか。

(委員) 毎年、実費の半分や8割にしてはどうか。

(事務局) 毎年の維持管理については毎年補助をし、大きな剪定などになると3年に1回にするなど、分けて補助をすることも検討する。

(会長) 下限についても、下限を決めてしまうと、費用があまりかからないと補助の対象にならない可能性もある。下限はなしでもいいのではないか。

(事務局) 下限はともかく、継続して毎年補助を出そうとすると、予算の確保から上限は10万円ぐらいが限度になってくると考える。これからどんどん増えていけば、審査基準が厳しくなることも想定される。

(会長) 年間計画を出してもらうようにすると良いかもしれない。今年は大規模な剪定をするから少し費用がかかるなど、早い段階でわかれば措置もできるのではないか。

(委員) この樹木は去年の台風による被害はなかったのか。また、松くい虫などは大丈夫か。

(事務局) 台風に関しては枝が折れることもなかった。

(委員) 地元では将来枯れるかもしれないということから、松かさから10本ほど苗木を育てていると聞いている。

(事務局) 引き継いでいこうという思いで取り組んでいただいているのは、非常にありがたいことである。

(会長) 景観重要樹木に指定する際に、地元を中心にその木の歴史やエピソードなども含めてしっかり調査していただき、それを後世に伝えていくような手立てを考えてもらいたい。

(委員) 松であれば、菌神社の参道の松が綺麗な形で残っている。もともと神社の本殿周りが松林であったが、全部松くい虫にやられて今の方になったそうである。そういう歴史的なことなども踏まえて指定していければ良いのではないか。

(委員) 災害や火事の類焼などで倒れたり燃えたりしたときは、その措置の費用として特別配慮してもらえるのか。

(事務局) そう考えている。

(会長) 災害で木が倒れてしまった場合、指定の取り消し等はどう考えるのかについても、基準を決めておいてもらった方が良い。今回ご指摘いただいたことを考慮、検討して作業を進めていただくようお願いしたい。

(以上)